

# 宮津市公報

平成28年1月4日  
宮津市字柳縄手  
345番地の1  
宮津市総務室発行

## 目次

### 条 例

- 36 宮津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 ..... 1  
37 宮津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例 ..... 4  
38 宮津市市税条例の一部を改正する条例 ..... 9  
39 宮津市介護保険条例の一部を改正する条例 ..... 17  
40 宮津市都市下水路条例の一部を改正する条例 ..... 18

### 規 則

- 29 宮津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の規則で定める事務を定める規則 ..... 18  
30 宮津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則 ..... 18  
31 宮津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第3の規則で定める事務及び情報を定める規則 ..... 20

### 告 示

- 138 宮津市下水道排水設備指定工事業者の異動届 ..... 21  
139 宮津市下水道排水設備指定工事業者の指定 ..... 22  
140 ふるさと宮津応援寄附の収納の事務委託 ..... 22  
141 宮津市下水道排水設備指定工事業者の指定 ..... 22  
142 宮津市下水道排水設備指定工事業者の指定辞退届 ..... 22  
143 宮津市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱の一部を改正する要綱 ..... 22  
144 宮津市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱の一部を改正する要綱 ..... 23  
1 宮津市小規模事業者経営改善資金利子補給金交付要綱の一部を改正する要綱 ..... 24

### 公 告

- 49 宮津市職員採用試験実施要項 ..... 24  
50 宮津市営住宅等の入居者の公募 ..... 26  
51 漂流物の引渡し ..... 27  
52 農用地利用集積計画の縦覧 ..... 27  
53 公示送達 ..... 28  
54 農用地利用集積計画の縦覧 ..... 28

### 水 道 企 業

#### 《告 示》

- 5 宮津市指定給水装置工事事業者の指定 ..... 28

—— 教育委員会 ——

《告 示》

21 宮津市教育委員会定例会の招集 ..... 28

—— 選挙管理委員会 ——

《告 示》

35 有権者総数の50分の1の数 ..... 29  
36 有権者総数の3分の1の数 ..... 29  
37 有権者総数の6分の1の数 ..... 29

## 条 例

宮津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例をここに公布する。

平成27年12月28日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市条例第36号

宮津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第9号の規定に基づく特定個人情報の提供について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(個人番号の利用範囲)

第3条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる市長その他の執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる市長その他の執行機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長その他の執行機関が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

2 別表第2の左欄に掲げる市長その他の執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 市長その他の執行機関は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例又は市長その他の執行機関の規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第4条 法第19条第9号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前条第4項の規定は、前項の規定による特定個人情報の提供があった場合について準用する。

(委任)

第5条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

執行機関	事 務
1 市長	宮津市障害者福祉サービス等利用支援事業実施要綱（平成18年告示

	第75号) による障害福祉サービス等利用支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	身体障害児等の補装具費用一部負担金補助金交付要綱(昭和55年告示第34号)による身体障害児等の補装具費用一部負担金の補助に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	「療育手帳制度について」(昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知)に定める療育手帳の交付に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2(第3条関係)

執行機関	事務	特定個人情報
1 市長	地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって規則で定めるもの	介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
2 市長	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)又は生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの
3 市長	老人福祉法(昭和38年法律第133号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
4 市長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
5 市長	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支給給付若しくは配偶者支援金の

		支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報（以下「特別児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの
6 市長	宮津市障害者福祉サービス等利用支援事業実施要綱による障害福祉サービス等利用支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
7 市長	身体障害児等の補装具費用一部負担金補助金交付要綱による身体障害児等の補装具費用一部負担金の補助に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
8 市長	予防接種法（昭和23年法律第68号）による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
9 市長	公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅（同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。）の管理に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの

別表第3（第4条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
2 教育委員会	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	市長	地方税関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、児童扶養手当関係情報、障害者関係情報、特別児童扶養手当関係情報、児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障害児通所支援に関する情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの

\* \* \*

宮津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月28日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第37号

宮津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

宮津市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第1項中「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に、「掲げる年金たる給付」を「掲げる当該法律による年金たる給付」に改め、同項の表を次のように改める。

(1) 傷病補償年金 （第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下この表及び次項の表において「平成24年一元化法」という。）附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金（以下「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下この表、次項の表及び第5項の表において「障害基礎年金」という。）	0.73
(2) 傷病補償年金	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.82（第1級又は

(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)		第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.81)
(3) 障害補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
(4) 障害補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.82 (第1級又は第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、0.81)
(5) 遺族補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金(以下この表及び次項の表において「遺族厚生年金等」という。)及び国民年金法による遺族基礎年金(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。)附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金を除く。以下この表及び次項の表において「遺族基礎年金」という。)	0.80
(6) 遺族補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	遺族厚生年金等及び遺族基礎年金	0.87

附則第5条第2項中「、当該損害補償」を「、当該年金たる損害補償」に、「から当該損害補償」を「から当該年金たる損害補償」に改め、同項の表を次のように改める。

(1) 傷病補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	ア 障害厚生年金等	0.86
	イ 障害基礎年金(当該損害補償の事由となった障害について平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち障害共済年金又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成13年法律第101号)附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法(以下この表において「旧農林共済法」という。)による障害共済年金(以下この表及び第5項の表において「平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金」という。)が支給される場合を除く。)	0.88
(2) 傷病補償年金 (第18条の2	ア 障害厚生年金等	0.91 (第1級又は第2級の傷病等

に規定する公務上の災害に係るものに限る。)		級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.90)
	イ 障害基礎年金(当該損害補償の事由となった障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.92 (第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.91)
(3) 障害補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	ア 障害厚生年金等	0.83
	イ 障害基礎年金(当該損害補償の事由となった障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.88
(4) 障害補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	ア 障害厚生年金等	0.89 (第1級又は第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、0.88)
	イ 障害基礎年金(当該損害補償の事由となった障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.92 (第1級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、0.91)
(5) 遺族補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	ア 遺族厚生年金等	0.84
	イ 遺族基礎年金(当該損害補償の事由となった死亡について平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち遺族共済年金又は旧農林共済法による遺族共済年金(以下この表において「平成24年一元化法改正前国共済法等による遺族共済年金」という。)が支給される場合を除く。)又は国民年金法による寡婦年金	0.88
(6) 遺族補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	ア 遺族厚生年金等	0.89
	イ 遺族基礎年金(当該損害補償の事由となった死亡について平成24年一元化法改正前国共済法等による遺族共済年金が支給される場合を除く。)又は国民年金法による寡婦年金	0.92

附則第5条第3項中「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に、「年金たる給付の二が支給される」を「法律による年金たる給付の数が二である」に、「、当該年金たる給付こと」を「、当該法律による年金たる給付ごと」に改め、同項の表を次のように改める。

(1) 傷病補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除	ア 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金(以下この表及び第6項の表において「旧船員保険法による障害年金」という。)	0.75
	イ 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年	0.75



く。)	金たる保険給付のうち障害年金（以下この表及び第6項の表において「旧厚生年金保険法による障害年金」という。）	
	ウ 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち障害年金（以下この表及び第6項の表において「旧国民年金法による障害年金」という。）	0.89
(2) 傷病補償年金 （第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	ア 旧船員保険法による障害年金	0.83（第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.82）
	イ 旧厚生年金保険法による障害年金	0.83（第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.82）
	ウ 旧国民年金法による障害年金	0.93（第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.92）
(3) 障害補償年金 （第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	ア 旧船員保険法による障害年金	0.74
	イ 旧厚生年金保険法による障害年金	0.74
	ウ 旧国民年金法による障害年金	0.89
(4) 障害補償年金 （第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	ア 旧船員保険法による障害年金	0.83（第1級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては0.81、第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては0.82）
	イ 旧厚生年金保険法による障害年金	0.83（第1級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては0.81、第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては0.82）

	ウ 旧国民年金法による障害年金	0.93 (第1級又は第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあっては、0.92)
(5) 遺族補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	ア 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
	イ 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
	ウ 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90
(6) 遺族補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限定する。)	ア 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.87
	イ 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.87
	ウ 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.93

附則第5条第4項中「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に改め、「当該各号に掲げる」の次に「法律による」を加え、同条第5項を次のように改める。

5 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、第8条の規定にかかわらず、同条の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額（当該法律による年金たる給付の数が二である場合にあっては、その合計額）を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給する。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金等（当該損害補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88

附則第5条第6項中「この条例の規定にかかわらず、この条例」を「第8条の規定にかかわらず、同条」に改め、「同表の左欄に掲げる」の次に「当該」を加え、「がこの条例の規定による」を「が当該」に、「当該年金たる給付」を「当該法律による年金たる給付」に改め、同項の表中「の規定」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の宮津市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）附則第5条の規定は、平成27年10月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた年金たる損害補償及び休業補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る年金たる損害補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以前の期間に係る年金たる損害補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

(内払)

- 3 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間において、改正前の宮津市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）附則第5条の規定に基づいて新条例の適用を受ける者に支給された旧条例の規定に基づく年金たる損害補償及び休業補償は、新条例による年金たる損害補償及び休業補償の内払とみなす。

\* \* \*

宮津市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月28日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第38号

宮津市市税条例の一部を改正する条例

宮津市市税条例（昭和30年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第7条から第16条までを次のように改める。

（徴収猶予に係る市の徴収金の分割納付又は分割納入の方法）

第7条 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、同条第1項若しくは第2項の規定による徴収の猶予（以下この節において「徴収の猶予」という。）又は同条第4項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（次項から第4項までにおいて「徴収の猶予期間の延長」という。）に係る市の徴収金について、当該徴収の猶予をする金額を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長をする期間内の各月（やむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の市長が指定する月）に分割して納付又は納入をさせるものとする。

2 市長は、法第15条第3項又は第5項の規定により、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長に係る市の徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものとする。

3 市長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更することができる。

4 市長は、第2項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めたときは、その旨、当該分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。

5 市長は、第3項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。

（徴収猶予の申請手続等）

第8条 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき市の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (2) 納付し、又は納入すべき市の徴収金の年度、種類、納期限及び金額
- (3) 前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額
- (4) 当該猶予を受けようとする期間

- (5) 分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額
  - (6) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（当該担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所）その他担保に関し参考となる事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）
- 2 法第15条の2第1項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。
    - (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類
    - (2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
    - (3) 猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後市長が必要と認める期間までの収入及び支出の見込みを明らかにする書類
    - (4) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類
  - 3 法第15条の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
    - (1) 市の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
    - (2) 第1項第2号から第6号までに掲げる事項
  - 4 法第15条の2第2項及び第3項に規定する条例で定める書類は、第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。
  - 5 法第15条の2第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
    - (1) 猶予期間の延長を受けようとする市の徴収金の年度、種類、納期限及び金額
    - (2) 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由
    - (3) 猶予期間の延長を受けようとする期間
    - (4) 第1項第5号及び第6号に掲げる事項
  - 6 法第15条の2第4項に規定する条例で定める書類は、第2項第4号に掲げる書類とする。
  - 7 法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。  
（職権による換価の猶予の手續等）
- 第9条 第7条第1項の規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法について準用する。この場合において、第7条第1項中「金額」とあるのは、「金額（その納付又は納入を困難とする金額として法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項の政令で定める額を限度とする。）」と読み替えるものとする。
- 2 第7条第2項から第5項までの規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。
  - 3 法第15条の5の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。
    - (1) 第8条第2項第2号から第4号までに掲げる書類
    - (2) 分割納付又は分割納入させるために必要となる書類  
（申請による換価の猶予の申請手續等）
- 第10条 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、6月とする。
- 2 第7条第1項の規定は、法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法について準用する。この場合において、第7条第1項中「金額」とあるのは、「金額（その納付又は納入を困難とする金額として法第15条の6第3項において読み替えて準用する法第15条第3項の政令で定める額を限度とする。）」と読み替えるものとする。
  - 3 第7条第2項から第5項までの規定は、法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。
  - 4 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
    - (1) 市の徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる

## 事情の詳細

- (2) 第8条第1項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる事項
- (3) 分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額
- 5 法第15条の6の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、第8条第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。
- 6 法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 第8条第1項第6号に掲げる事項
- (2) 第8条第5項第1号から第3号までに掲げる事項
- (3) 第4項第3号に掲げる事項
- 7 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する期間は、20日とする。  
(担保を徴する必要がない場合)
- 第11条 法第16条に規定する条例で定める場合は、猶予に係る金額が100万円以下である場合、猶予期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。
- 第12条から第16条まで 削除
- 第17条中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に改める。
- 第24条第2項中「法人税法第2条第12号の18」を「法第292条第1項第14号」に改め、同条第3項中「地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）」を「令」に改める。
- 第34条第2項に次のただし書を加える。
- ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。
- 第37条の2第8項中「寮等の所在」の次に「、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）」を加える。
- 第37条の3の3第4項中「第203条の5第4項」を「第203条の5第5項」に改める。
- 第54条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改め、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。
- (1) 納税義務者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号
- 第63条の2第1項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。
- 第63条の3第1項第1号及び第2項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。
- 第71条第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改め、同項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。
- 第74条第1項第1号及び第74条の2第1項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。
- 第90条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改め、同項第2号中「氏名若しくは名称」を「事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しく

は事業所の所在地及び氏名又は名称)」に改める。

第90条の2第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改め、同項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）」に改め、同条第3項中「納期限前7日」を「納期限」に改める。

第119条の3第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改め、同項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第129条第1号中「及び氏名又は名称」を「又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）」に改める。

附則第2条の3第1項中「第145条第1項」を「第144条の8」に改める。

附則第6条の4第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号及び第8項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

附則第12条の2を次のように改める。

#### 第12条の2 削除

##### 附 則

##### （施行期日）

第1条 この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第7条から第16条まで、第17条、第24条第2項及び第3項、第54条第2項（同項各号に係る部分を除く。）、第71条第2項（同項第1号に係る部分を除く。）、第90条第2項（同項第2号に係る部分を除く。）、第90条の2第2項（同項第1号に係る部分を除く。）及び第3項、第119条の3第2項（同項第1号に係る部分を除く。）の改正規定並びに附則第2条の3第1項及び第12条の2の改正規定並びに次条、附則第3条第4項及び第6条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

（徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置）

第2条 改正後の宮津市市税条例（以下「新条例」という。）第7条、第8条及び第11条（地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号。以下「平成27年改正法」という。）附則第1条第6号に掲げる規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この条において「28年新法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。）の規定は、平成28年4月1日以後に申請される28年新法第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予について適用し、同日前に申請された平成27年改正法附則第1条第6号に掲げる規定による改正前の地方税法（以下この条において「28年旧法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。

2 新条例第9条及び第11条（28年新法第15条の5第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、平成28年4月1日以後にされる同項の規定による換価の猶予について適用し、同日前にされた28年旧法第15条の5第1項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。

3 新条例第10条及び第11条（28年新法第15条の6第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、平成28年4月1日以後に同項に規定する納期限が到来する地方団体の徴収金について適用する。

（市民税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第34条第2項の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成27

年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 3 新条例第54条第2項第1号の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提出する申請書について適用する。
- 4 新条例第24条第2項の規定は、平成28年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。
- 5 新条例第37条の2第8項の規定は、施行日以後に行われる新条例第37条の2第8項の規定による申告について適用し、同日前に行われる改正前の宮津市市税条例（以下「旧条例」という。）第37条の2第8項の規定による申告については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第4条 新条例第63条の2第1項第1号、第63条の3第1項第1号及び第2項第1号、第71条第2項第1号、第74条第1項第1号並びに第74条の2第1項第1号並びに附則第6条の4第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号及び第8項第1号の規定は、施行日以後に提出する新条例第63条の2第1項並びに第63条の3第1項及び第2項に規定する申出書、新条例第71条第2項に規定する申請書又は新条例第74条第1項及び第74条の2第1項並びに附則第6条の4各項に規定する申告書について適用し、同日前に提出した旧条例第63条の2第1項並びに第63条の3第1項及び第2項に規定する申出書、旧条例第71条第2項に規定する申請書又は旧条例第74条第1項及び第74条の2第1項並びに附則第6条の4各項に規定する申告書については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第5条 新条例第90条第2項第2号及び第90条の2第2項第1号の規定は、施行日以後に提出する新条例第90条第2項並びに第90条の2第2項及び第3項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第90条第2項並びに第90条の2第2項及び第3項に規定する申請書については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第6条 別段の定めがあるものを除き、平成28年4月1日前に課した、又は課すべきであった旧条例附則第12条の2に規定する喫煙用の紙巻たばこ（以下この条において「紙巻たばこ3級品」という。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

- 2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、新条例第95条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

(1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本につき2,925円

(2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき3,355円

(3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 1,000本につき4,000円

- 3 前項の規定の適用がある場合における新条例第98条第1項から第4項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第98条第1項	第34号の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号）第1条の規定による改正前の地方税法施行規則（以下この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。）第48号の5様式
第98条第2項	第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の6様式

		式
第98条第3項	第34号の2の6様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の9様式
第98条第4項	第34号の2様式又は第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の5様式又は第48号の6様式

- 4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。）が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（新条例第92条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。
- 5 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、平成27年改正法附則第20条第4項に規定する申告書を平成28年5月2日までに市長に提出しなければならない。
- 6 前項の規定による申告書を提出した者は、平成28年9月30日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第18条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第18条	第98条第1項若しくは第2項、	宮津市市税条例の一部を改正する条例（平成27年条例第38号。以下この条及び第2章第4節において「平成27年改正条例」という。）附則第6条第6項、
第18条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成27年改正条例附則第6条第5項
第18条第3号	第51条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第119条第1項の申告書でその提出期限	平成27年改正条例附則第6条第6項の納期限
第98条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	平成27年改正法附則第20条第4項の規定
第98条第5項	第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第6条第6項
第100条の2	第98条第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第6条第5項
	当該各項	同項
第101条第2項	第98条第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第6条第6項

- 8 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した紙巻たばこ3級品のうち、第4項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市たばこ税に相当する金



額を、新条例第99条の規定に準じて、同条の規定による当該紙巻たばこ3級品につき納付された、又は納付されるべき市たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第98条第1項から第3項までの規定により市長に提出すべき申告書には、当該返還に係る紙巻たばこ3級品の品目ごとの本数についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

- 9 平成29年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第8項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。
- 10 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第9項
	附則第20条4項	附則第20条第10項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成29年5月1日
第6項	平成28年9月30日	平成29年10月2日
第7項の表以外の部分	第4項	第9項
	から	、第5項及び
第7項の表第18条の項	附則第6条第6項	附則第6条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第18条第2号の項	附則第6条第5項	附則第6条第10項において準用する同条第5項
第7項の表第18条第3号の項	附則第6条第6項	附則第6条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第98条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第10項において準用する同条第4項
第7項の表第98条第5項の項	附則第6条第6項	附則第6条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第100条の2の項	附則第6条第5項	附則第6条第10項において準用する同条第5項
第7項の表第101条第2項の項	附則第6条第6項	附則第6条第10項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第9項

- 11 平成30年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第10項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から

移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき645円とする。

- 12 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第11項
	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成30年5月1日
第6項	平成28年9月30日	平成30年10月1日
第7項の表以外の部分	第4項	第11項
	から	、第5項及び
第7項の表第18条の項	附則第6条第6項	附則第6条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第18条第2号の項	附則第6条第5項	附則第6条第12項において準用する同条第5項
第7項の表第18条第3号の項	附則第6条第6項	附則第6条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第98条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項
第7項の表第98条第5項の項	附則第6条第6項	附則第6条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第100条の2の項	附則第6条第5項	附則第6条第12項において準用する同条第5項
第7項の表第101条第2項の項	附則第6条第6項	附則第6条第12項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第11項

- 13 平成31年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,262円とする。

- 14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第13項
-----	----	------

	附則第20条4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成31年4月30日
第6項	平成28年9月30日	平成31年9月30日
第7項の表以外の部分	第4項	第13項
	から	、第5項及び
第7項の表第18条の項	附則第6条第6項	附則第6条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第18条第2号の項	附則第6条第5項	附則第6条第14項において準用する同条第5項
第7項の表第18条第3号の項	附則第6条第6項	附則第6条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第98条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
第7項の表第98条第5項の項	附則第6条第6項	附則第6条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第100条の2の項	附則第6条第5項	附則第6条第14項において準用する同条第5項
第7項の表第101条第2項の項	附則第6条第6項	附則第6条第14項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第13項

(特別土地保有税に関する経過措置)

第7条 新条例第119条の3第2項第1号の規定は、施行日以後に提出する同項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第119条の3第2項に規定する申請書については、なお従前の例による。

(入湯税に関する経過措置)

第8条 新条例第129条の規定は、施行日以後に行われる新条例第129条の規定による申告について適用し、同日前に行われた旧条例第129条の規定による申告については、なお従前の例による。

\* \* \*

宮津市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月28日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第39号

宮津市介護保険条例の一部を改正する条例

宮津市介護保険条例（平成12年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項第1号中「及び住所」を「住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 納期限及び保険料の額

第8条第2項中「普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限7日前までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前々月の15日」を「納期限」に改め、同項第1号中「及び住所」を「住所及び個人番号」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 納期限及び保険料の額

附則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第7条第2項第1号及び第8条第2項第1

号の改正規定は、平成28年1月1日から施行する。

\* \* \*

宮津市都市下水路条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月28日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第40号

宮津市都市下水路条例の一部を改正する条例

宮津市都市下水路条例（平成25年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第17条の10」を「第17条の12」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

## 規 則

宮津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の規則で定める事務を定める規則をここに公布する。

平成27年12月28日

宮津市長 井上正嗣

宮津市規則第29号

宮津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の規則で定める事務を定める規則

第1条 宮津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第36号。以下「条例」という。）別表第1の1の項の規則で定める事務は、宮津市障害者福祉サービス等利用支援事業実施要綱（平成18年告示第75号）第2条の対象者の審査に関する事務とする。

第2条 条例別表第1の2の項の規則で定める事務は、身体障害児等の補装具費用一部負担金補助金交付要綱（昭和55年告示第34号）第3条の補助金の額の算定に関する事務とする。

第3条 条例別表第1の3の項の規則で定める事務は、「療育手帳制度について」（昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に定める療育手帳の交付に係る台帳管理に関する事務とする。

附則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

\* \* \*

宮津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則をここに公布する。

平成27年12月28日

宮津市長 井上正嗣

宮津市規則第30号

宮津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則

第1条 宮津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第36号。以下「条例」という。）別表第2の1の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく宮津市市税条例（昭和30年条例第33号）第50条の2の公的年金等の所得に係る個人の市民税の特別徴収に関する事務 介護保険法（平成9年法律第123号）第135条第5項の特別徴収対象被保険者に関する情報

(2) 地方税法に基づく宮津市国民健康保険税条例（昭和29年条例第18号）第14条の老齢等年金給付に係る国民健康保険税の特別徴収に関する事務 介護保険法第135条第5項の特別徴収対象被保険者に関する情報

第2条 条例別表第2の2の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第9条の被保険者の資格の取得及び喪失の届出に関する事項についての審査に関する事務 当該届出の被保険者に係る生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第1項の保護の実施、同法第24条第1項の保護の開始若しくは同条9項の保護の変更、同法第25条第1項の職権による保護の開始若しくは同条第2項の職権による保護の変更又は同法第26条の保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「生活保護実施関係情報」という。）

(2) 国民健康保険法に基づく宮津市国民健康保険条例施行規則（平成6年規則第19号）第13条の一部負担金の減額、免除及び徴収猶予に関する事項についての審査に関する事務 世帯主及び当該世帯主と同一の世帯に属する者に係る地方税法第5条第2項第1号の市町村民税（個人に係るものに限る。）に関する情報

第3条 条例別表第2の3の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条第1項の養護老人ホームへの入所措置を受ける者及びその扶養義務者に係る入所資格の判定に関する事務 当該入所措置を受ける者及びその扶養義務者に係る地方税法第5条第2項第1号の市町村民税（個人に係るものに限る。）に関する情報

(2) 老人福祉法第28条の養護老人ホームへの入所措置に係る費用の徴収に関する事務 当該入所措置を受ける者及びその扶養義務者に係る地方税法第5条第2項第1号の市町村民税（個人に係るものに限る。）に関する情報

第4条 条例別表第2の4の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 介護保険法に基づく宮津市介護保険条例（平成12年条例第17号）第7条の保険料の徴収猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者若しくはその扶養義務者又は当該申請者と同一の世帯に属する者に係る地方税法第5条第2項第1号の市町村民税（個人に係るものに限る。）に関する情報とする。

(2) 介護保険法に基づく宮津市介護保険条例第8条の保険料の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る地方税法第5条第2項第2号の固定資産税に関する情報とする。

第5条 条例別表第2の5の項の規則で定める事務は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく宮津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例（平成27年条例第14号）第3条の利用者負担の額の算定に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

ア 当該申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項若しくは第3項の支援給付の支給の実施又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項の支援給付の支給の実施に関する情報

イ 当該申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者に係る児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報

ウ 当該申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者に係る身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の身体障害者手帳の交付及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭

和25年法律第123号) 第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報

エ 当該申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号) 第3条第1項の特別児童扶養手当の支給に関する情報

第6条 条例別表第2の6の項の規則で定める事務は、宮津市障害者福祉サービス等利用支援事業実施要綱(平成18年告示第75号) 第2条の対象者の審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者に係る地方税法第5条第2項第1号の市町村民税(個人に係るものに限る。)に関する情報とする。

第7条 条例別表第2の7の項の規則で定める事務は、身体障害児等の補装具費用一部負担金補助金交付要綱(昭和55年告示第34号) 第3条の補助金の額の算定に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者に係る地方税法第5条第2項第1号の市町村民税(個人に係るものに限る。)に関する情報とする。

第8条 条例別表第2の8の項の規則で定める事務は、予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づくがん検診等費用の徴収に関する規則(昭和58年規則第8号) 第5条の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請者に係る生活保護実施関係情報とする。

第9条 条例別表第2の9の項の規則で定める事務は、公営住宅法(昭和26年法律第193号)に基づく宮津市営住宅等設置及び管理条例(平成9年条例第25号) 第13条の家賃の算定に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請者に係る生活保護実施関係情報とする。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

\* \* \*

宮津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第3の規則で定める事務及び情報を定める規則をここに公布する。

平成27年12月28日

宮津市長 井上正嗣

宮津市規則第31号

宮津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第3の規則で定める事務及び情報を定める規則

第1条 宮津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第36号。以下「条例」という。) 別表第3の1の項の規則で定める事務は、学校安全法(昭和33年法律第56号)に基づく宮津市就学援助規則(平成25年教委規則第3号) 第3条第7号の医療費の支給の審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者に係る生活保護法(昭和25年法律第144号) 第19条第1項の保護の実施、同法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更、同法第25条第1項の職権による保護の開始若しくは同条第2項の職権による保護の変更又は同法第26条の保護の停止若しくは廃止に関する情報(以下「生活保護実施関係情報」という。)とする。

第2条 条例別表第3の2の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく宮津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例(平成27年条例第14号) 第3条の利用者負担の額の算定に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者に係る地方税法(昭和25年法律第226号) 第5条第2項第1号の市町村民税(個人に係るものに限る。)

イ 当該申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

ウ 当該申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成

6年法律第30号)第14条第1項若しくは第3項の支援給付の支給の実施又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項の支援給付の支給の実施に関する情報(以下「中国残留邦人等支援給付実施関係情報」という。)

エ 当該申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者に係る児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報(以下「児童扶養手当関係情報」という。)

オ 当該申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者に係る身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の身体障害者手帳の交付及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報(以下「障害者関係情報」という。)

カ 当該申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第3条第1項の特別児童扶養手当の支給に関する情報(以下「特別児童扶養手当関係情報」という。)

(2) 子ども・子育て支援法第20条、第23条又は第24条に規定する子どものための教育・保育給付に係る支給認定の申請若しくは変更申請、職権による変更又は取消しに係る事実についての審査次に掲げる情報

ア 支給認定子どもの世帯に属する者に係る地方税法第5条第2項第1号の市町村民税(個人に係るものに限る。)

イ 支給認定子どもの世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

ウ 支給認定子どもの世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

エ 支給認定子どもの世帯に属する者に係る児童扶養手当関係情報

オ 支給認定子どもの世帯に属する者に係る障害者関係情報

カ 支給認定子どもの世帯に属する者に係る特別児童扶養手当関係情報

キ 支給認定子どもの世帯に属する者に係る児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の障害児通所給付費、同法第21条の5の4第1項の特例障害児通所給付費又は同法第21条の5の12第1項の高額障害児通所給付費の支給に関する情報

ク 支給認定子どもの世帯に属する者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第6条の自立支援給付の支給に関する情報

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

## 告 示

宮津市告示第138号

宮津市下水道排水設備指定工事業者から異動届を受理したので、宮津市下水道排水設備指定工事業者に関する規則(平成9年規則第3号)第16条の規定により告示する。

平成27年12月9日

宮津市長 井上正嗣

指定番号 宮下水道指定第97号

(1) 名 称 山下管工開発株式会社

(2) 所 在 地 舞鶴市字円満寺143

(3) 代 表 者 (変更前) 代表取締役 山下 奉 文  
(変更後) 代表取締役 山下 裕 文

\* \* \*

宮津市告示第139号

宮津市下水道排水設備指定工事業者を指定したので、宮津市下水道排水設備指定工事業者に関する規則（平成9年規則第3号）第16条の規定により告示する。

平成27年12月9日

宮津市長 井上正嗣

指定番号 宮下水道指定第128号

- (1) 名称 矢野設備
- (2) 所在地 宮津市字万年1122番地
- (3) 代表者 矢野信二
- (4) 指定期間 平成27年12月9日～平成31年12月31日

\* \* \*

宮津市告示第140号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、ふるさと宮津応援寄附金の収納の事務を平成27年12月14日から平成28年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成27年12月14日

宮津市長 井上正嗣

収入事務受託者

住所 東京都中央区日本橋二丁目2番2号  
氏名 株式会社さとふる

\* \* \*

宮津市告示第141号

宮津市下水道排水設備指定工事業者を指定したので、宮津市下水道排水設備指定工事業者に関する規則（平成9年規則第3号）第16条の規定により告示する。

平成27年12月21日

宮津市長 井上正嗣

指定番号 宮下水道指定第129号

- (1) 名称 株式会社大建
- (2) 所在地 京丹後市大宮町周枳1792-1
- (3) 代表者 代表取締役 田中修
- (4) 指定期間 平成27年12月21日～平成31年12月31日

\* \* \*

宮津市告示第142号

次の者について、宮津市下水道排水設備指定工事業者の指定辞退の届出を受理したので、宮津市下水道排水設備指定工事業者に関する規則（平成9年規則第3号）第11条第1項の規定により指定を取り消し、同規則第16条の規定により告示する。

平成27年12月28日

宮津市長 井上正嗣

指定番号 宮下水道指定第48号

- (1) 名称 中川工業
- (2) 所在地 宮津市字漁師1662番地の5
- (3) 代表者 中川茂男

指定番号 宮下水道指定第88号

- (1) 名称 株式会社保室建設
- (2) 所在地 宮津市字喜多2290番地の1
- (3) 代表者 和田宮武

\* \* \*

宮津市告示第143号



宮津市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成27年12月28日

宮津市長 井上正嗣

宮津市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱の一部を改正する要綱  
宮津市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱（平成25年告示第16号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「宮津市本人通知制度登録申込書」の次に「(以下「申込書」という。)」を加え、同条第2項中「証するため」の次に「、個人番号カード」を加える。

第4条第4項中「が次の各号のいずれかに該当する場合」を「及び代理人」に改め、「、利用希望者」の次に「又は代理人」を、「写し」の次に「及び第3項に規定する書類」を加え、同項各号を削り、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 前項第2号に掲げる代理人が利用希望者と同一の世帯に属する場合は、当該利用希望者が申込書の署名欄に自署することをもって、同号の委任状の提出に代えることができる。

第7条ただし書中「次の各号のいずれかに該当するとき」を「市長が特別の事情があると認める場合」に改め、同条各号を削り、同条に次の1項を加える。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、住民票の写し等を交付した日から起算して30日を経過する日以後に前項の規定による通知をするものとする。

(1) 住基法第12条の3第4項第5号（住基法第20条第5項の規定により準用する場合を含む。）に規定する裁判手続又は裁判外手続における民事上若しくは行政上の紛争処理の手続についての代理業務その他の政令で定める業務に係る請求により交付したとき。

(2) 戸籍法第10条の2第4項又は第5項（同法第12条の2の規定により準用する場合を含む。）に掲げる業務に係る請求により交付したとき。

第9条中「宮津市本人通知制度登録申込書等」を「申込書等」に改める。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

\* \* \*

宮津市告示第144号

宮津市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成27年12月28日

宮津市長 井上正嗣

宮津市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱の一部を改正する要綱  
宮津市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱（平成24年告示第144号）の一部を次のように改正する。

第1条中「高齢者運転免許証自主返納支援事業（以下「事業」という。）」を「高齢者運転免許証自主返納に係る支援（以下「支援」という。）」に改める。

第3条を次のように改める。

（支援の内容）

第3条 支援の内容は、支援の対象となる者（以下「対象者」という。）に対して、京都丹後鉄道線内全区間又は丹後海陸交通路線バス路線全区間のいずれかを6箇月間無料利用（特急又は高速バス等を除く。）できる乗車パスを交付するものとする。ただし、支援は、対象者1人につき1回とする。

第4条第1号中「住民基本台帳法」の次に「(昭和42年法律第81号)」を加える。

第5条第1項中「第3条の」を削る。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

\* \* \*

宮津市告示第1号

宮津市小規模事業者経営改善資金利子補給金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成28年1月4日

宮津市長 井上正嗣

宮津市小規模事業者経営改善資金利子補給金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市小規模事業者経営改善資金利子補給金交付要綱（平成17年告示第39号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中を「3年」を「5年」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。  
（経過措置）
- 2 改正後の第3条第3項の規定は、平成27年4月1日以後に資金の融資を受けたものについて適用し、同日前に資金の融資を受けたものについては、なお従前の例による。

## 公 告

宮津市公告第49号

宮津市職員採用試験実施要項

平成28年度宮津市職員採用試験を次のとおり実施します。

平成27年12月7日

宮津市長 井上正嗣

### 1 試験区分、採用予定者数及び受験資格

試験区分	採用予定者数	受験資格
精神保健福祉士 保健師	1名	次のいずれかに該当する方 (1) 昭和45年4月2日以降に生まれた方で、既に精神保健福祉士の資格を有する方 (2) 昭和50年4月2日以降に生まれた方で、保健師免許を有する方（平成28年3月末日までに同免許の取得見込みの方を含む。）
土木技術職 建築技術職	若干名	(1) 昭和50年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校、高等学校（各同程度と認めるものを含む。）において専門（土木又は建築）課程を修得し卒業した方又は平成28年3月末日までに卒業見込みの方

※ 地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方は受験できません。

※ 資格を取得見込みで受験した方が、平成28年3月末日までに資格を取得できなかった場合は、採用される資格を失います。

### 2 試験の日時及び場所

区分	第1次試験	第2次試験
日時	平成28年1月24日(日) 午前8時30分（午前8時20分集合）	第1次試験合格者に文書で通知します。
場所	宮津市役所（宮津市字柳縄手）	宮津市役所

### 3 試験方法及び内容

## (1) 第1次試験

## ①試験科目

区 分	試 験 科 目
精神保健福祉士	一般教養試験・作文・適性検査
保健師	一般教養試験・専門試験（保健師）
土木技術職	一般教養試験・専門試験（土木）・適性検査
建築技術職	一般教養試験・専門試験（建築）・適性検査

## ②試験方法・内容

一般教養試験	多枝選択式筆記試験・出題数40題・試験時間2時間 (出題分野) 社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能
専 門 試 験	多枝選択式筆記試験・出題数30題・試験時間2時間（高校卒は1時間30分）
保健師	公衆衛生看護学、疫学、保健統計学、保健医療福祉行政論
土木 (大学・短大・高専卒)	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画（都市計画を含む。）、土木施工
土木 (高校卒)	数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学（構造力学、水理学、土質力学）、土木構造設計、測量、社会基盤工学、土木施工
建築 (大学・短大・高専卒)	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画（都市計画、建築法規を含む。）、建築設備、建築施工
建築 (高校卒)	数学・物理・情報技術基礎、建築構造設計、建築構造、建築計画、建築法規、建築施工
事務適性検査	筆記試験 試験時間10分
作 文	筆記試験 試験時間50分

## (2) 第2次試験

## ①身体検査

健康診断書提出により審査（健康診断書は、平成27年12月7日以後に診断されたものに限ります。）

## ②個別面接

## 4 合格発表

区 分	発 表 の 時 期 及 び 方 法	
第1次合格発表	2月中旬（予定）	宮津市役所の掲示板に掲示するほか合格者に文書で通知します。
最終合格発表	3月上旬（予定）	

※ 電話による可否の問い合わせには応じません。

## 5 合格者の登録及び採用

この試験の合格者は、平成28年度宮津市職員採用候補者名簿に登載し、平成28年4月1日以降、必要に応じ採用します。

なお、この名簿の有効期間は、平成29年3月31日までです。

## 6 受験申込みの方法

提出書類	①受験申込書（写真は、申込前3か月以内に撮影した上半身前向き） ②最終学校の卒業証明書（卒業証書の写し可）又は卒業見込証明書 ③最終学年までの成績証明書 ※大学院修了者については、大学の卒業証明書及び成績証明書も提出してください。
------	--

	④精神保健福祉士免状の写し（※精神保健福祉士受験者のみ。） ⑤保健師免許証の写し（※保健師受験者のみ。取得見込みの方は受験申込時には不要。）
郵送で提出する場合	封筒の表に「職員採用試験」と朱書し、受験票送付用封筒（はがきが入る大きさの封筒に宛先を明記し、82円切手をはったもの）を同封してください。
申込先	宮津市役所 総務室職員係（本館3階）

7 受験申込みの受付期間

平成27年12月7日(月)から平成28年1月8日(金)まで

〈受付時間〉午前8時30分～午後5時

※ 郵送の場合は、1月8日(金)〔締切日〕午後5時までに到着したものに限り受け付けます。

※ 受付時に受験票をお渡しします。

郵送受付の場合、後日、受験票を送付しますが、1月15日(金)までに届かない場合は、職員係までお問い合わせください。

※ 日曜日、土曜日、祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)は、閉庁のため受付いたしません。

※ 身体に障害があり、試験に際して配慮を要する場合は、あらかじめ御連絡ください。

8 給与等

(平成27年4月1日現在)

区分	大学卒	短大卒	高校卒
初任給	168,192円 (175,200円)	149,568円 (155,800円)	137,376円 (143,100円)

※ 職歴がある場合などは、一定の基準により加算されます。

※ 宮津市一般職職員の給与に関する条例に基づき、その他諸手当を支給します。

※ ( ) 書きは、財政健全化のための給与減額措置をしなかったとした場合の金額です。

9 試験結果の開示

この試験結果については、口頭で開示を請求することができます。

なお、受験者本人が、本人であることを証明する書類(受験票等)を持参の上、直接来庁してください。(電話、はがき等による請求では開示できません。)

区分	開示請求できる方	開示内容	開示期間	開示場所等
第1次試験	不合格者	総合順位及び総合得点	各合格発表の日から2週間	宮津市役所本館3階(総務室職員係) (土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで)
第2次試験		総合順位		

10 受験についての問い合わせ先

宮津市総務室職員係（本館3階）

〒626-8501 宮津市字柳縄手345番地の1 直通番号 (0772)45-1603

代表番号 (0772)22-2121 内線231・232

【参考】

地方公務員法第16条(抄)

○ 成年被後見人又は被保佐人

○ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

○ 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

○ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

会場位置図(略)

\* \* \*

宮津市公告第50号

宮津市営住宅等設置及び管理条例（平成9年条例第25号）第3条の規定により、次のとおり市営住宅等（その他住宅）の入居者を公募します。

平成27年12月7日

宮津市長 井上正嗣

1 公募する住宅

団地名	所在地	種別	家賃（月額）	戸数	規格
みやづ城東タウン （若者向け住宅）	宮津市字惣	A、B棟	39,000円	2	3DK
		C棟	42,000円	2	3DK

2 入居者の資格

- (1) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (2) 主たる生計者が40歳未満であること。
- (3) 現に市町村税を滞納していないこと。
- (4) 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。
- (5) 申込者又は同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

3 入居の期間

建物賃貸借契約締結の日から起算して10年を限度とします。ただし、契約期間満了時において、義務教育が終了していない同居親族があるときは、当該同居親族の義務教育が終了するまでの間、新たな賃貸借契約を締結することができます。

4 申込方法

宮津市建設室建築住宅係（本館南棟3階）又は市民室市民窓口係（本館1階）に備付けの「みやづ城東タウン入居者募集案内書」に添付の「みやづ城東タウン入居申込書」により申し込んでください。

5 申込みの期間及び場所

- (1) 期間 平成27年12月10日（木）から平成28年3月10日（木）まで
- (2) 場所 宮津市建設室建築住宅係

6 選考方法

先着順（同日に複数の申込みがあった場合は抽選となります。）

7 入居時期 入居決定した日から約2週間後

\* \* \*

宮津市公告第51号

水難救護法（明治32年法律第95号）第24条第1項の規定による漂流物の引渡しがありましたので、同法第25条第2項の規定により次のとおり公告します。

つきましては、該当者の方は平成28年6月10日までに宮津市産業振興室に申し出てください。

なお、上記期日までに申出のない場合は、同法第28条第1項の規定により所有者がないものと認め処分します。

平成27年12月10日

宮津市長 井上正嗣

- 1 拾得物件
 

ボート	1隻（長さ270cm、幅140cm、高さ45cm、特徴 船体橙色、FRP製）
オール	2本
タモ	1本
杭（フグ付）	1本
釣具（浮き）	1個
- 2 発見日時 平成27年10月10日 午前8時30分頃
- 3 発見場所 京都府舞鶴市所在の博奕岬灯台から方位266度7,400m付近海域（海上）  
（北緯 35度 32分 36秒 東経 135度 15分 36秒）

\* \* \*

宮津市公告第52号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により平成27年度農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、当該計画を次により縦覧に供します。

平成27年12月18日

宮津市長 井上正嗣

- 1 農用地利用集積計画の縦覧開始の日

平成27年12月18日

- 2 縦覧の場所

宮津市産業振興室（別館3階）

————— \* \* \* —————

宮津市公告第53号

公示送達書

次の書類は、宮津市財務室に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成27年12月24日

宮津市長 井上正嗣

（以下掲示済）

————— \* \* \* —————

宮津市公告第54号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により平成27年度農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、当該計画を次により縦覧に供します。

平成27年12月25日

宮津市長 井上正嗣

- 1 農用地利用集積計画の縦覧開始の日

平成27年12月25日

- 2 縦覧の場所

宮津市産業振興室（別館3階）

## 水道企業

### 《告示》

宮津市水道告示第5号

宮津市指定給水装置工事事業者を指定したので、宮津市指定給水装置工事事業者に関する規程（平成10年水管規程第2号）第10条の規定により告示する。

平成27年12月9日

宮津市水道事業

宮津市長 井上正嗣

指定番号 宮水道指定第S15128号

(1) 名称 矢野設備

(2) 所在地 宮津市字万年1122番地

(3) 代表者 矢野 信二

## 教育委員会

### 《告示》

宮津市教育委員会告示第21号

平成27年第15回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成27年12月14日

宮津市教育委員会

委員長 生駒 正子

- 1 日時 平成27年12月16日(水) 午前9時

2 場 所 宮津市役所 第6会議室

## 選挙管理委員会

### 《告 示》

宮津市選挙管理委員会告示第35号

宮津市条例（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、宮津市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数並びに合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

平成27年12月2日

宮津市選挙管理委員会  
委員長 堀 口 善 一

3 2 7 人

\* \* \*

宮津市選挙管理委員会告示第36号

宮津市議会の解散の請求に要する有権者総数の3分の1の数及び宮津市の議会議員、市長、副市長、選挙管理委員若しくは監査委員の解職の請求又は教育委員会の委員の解職の請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成27年12月2日

宮津市選挙管理委員会  
委員長 堀 口 善 一

5, 4 3 5 人

\* \* \*

宮津市選挙管理委員会告示第37号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付することの請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

平成27年12月2日

宮津市選挙管理委員会  
委員長 堀 口 善 一

2, 7 1 8 人